

# 福岡県公報

平成28年8月2日  
第3814号

## 目次

### 告示(第616号-第631号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
<b>公 告</b>		
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○平成28年度職業訓練指導員試験の実施	(職業能力開発課)	8
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	10

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
-----------------------------	-----------	----

### 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	11
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	11
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	12

## 告 示

### 福岡県告示第616号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八女市黒木町大淵字餅打3601、3602、3617の1、3617の3、3617の5、3617の12から3617の14まで、3617の16、3617の22、字柵3619の82から3619の84まで、3619の86、3619の87、3619の89、3619の91、3619の97、3619の99、3619の100、3619の103、字柿原7955の7から7955の9まで、字朝附8053の2、8053の5
- 2 指定の目的  
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

定期発行日 毎週火金曜日  
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 印刷 野久  
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 株式会社 印刷 野久  
(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第617号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市小倉南区大字道原字畑976（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第618号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市小倉南区大字横代字北ヶ迫2221・2224・2228・2235（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字城山2233（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第619号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市門司区大字畑字戸ノ上ヒラ2476の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第620号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市千手字石原谷3023の1、3023の7、3023の18、3025から3028まで、3031の1、3032、字シモノサコ3171の5、3171の7、3172、3173の3、3186の1、字マナコ3271（次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第621号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木大山字鎌井園243、字荒谷772の1から772の3まで、777の1、777の2、778、786の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒谷777の2、772の2・772の3・778・786の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第622号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
遠賀郡岡垣町大字内浦字岩谷774・775・780・784の1・793の8・794の13・795（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第623号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
うきは市浮羽町新川字柵原1938の3、1938の4、1941の2、1944の2
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柵原1938の3・1941の2・1944の2（以上3筆について次の図に示す部分に

限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第624号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
うきは市浮羽町妹川字七塔2892
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字七塔2892（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第625号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉郡東峰村大字福井字葛生3003から3005まで、3006（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字葛生3003・3005（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第626号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字野田字八久保ノ上153・155の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第627号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
嘉麻市泉河内字古ヤシキ2701の1、2717の8、2717の9、2717の12、2717の15
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第628号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八女市黒木町笠原字西頭割8423の1から8423の3まで、8424から8427まで、8450の2、8451の1、字見打田8453、8466の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西頭割8423の2、8423の3、8423の1・8425・8427・8450の2・8451の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字見打田8453・8466の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第629号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
糟屋郡久山町大字猪野字黒河1529の52から1529の54まで、1522の1・1529の6・1529の55（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第630号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県道	筑紫野 筑 穂 線		前	筑紫野市紫三丁目645番4先から 筑紫野市紫三丁目98番1先まで	8.1 ～ 8.2	17.2
			後	筑紫野市紫三丁目645番4先から 筑紫野市紫三丁目98番1先まで	8.1 ～ 8.7	

### 福岡県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	筑紫野 筑 穂 線	筑紫野市紫三丁目645番4先から 筑紫野市紫三丁目98番1先まで

公 告

### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年

福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

### 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

朝倉筑前都市計画道路3・5・17-2号庄屋町東田線

### 2 開催の日時及び場所

#### (1) 日時

平成28年8月23日 午後7時00分から午後9時00分まで

#### (2) 場所

朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）内

生涯学習センター2階 第5学習室（朝倉市甘木198番地1）

### 3 都市計画の案の概要及び閲覧

#### (1) 朝倉筑前都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・17-2号庄屋町東田線	起点 朝倉市甘木字川原 終点 朝倉市馬田字琵琶 主な経過地 朝倉市千代丸字深町	約1,620メートル

#### (2) 閲覧

平成28年8月2日から同年8月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び朝倉市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

### 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成28年8月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

### 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

### 6 その他

#### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字新溝字西丸田406番1及び大字久恵字野元814番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪府大阪市北区茶屋町1番32号

ヤンマー株式会社

代表取締役 山岡 健人

### 公告

平成28年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

(1)園芸科(2)造園科(3)森林環境保全科(4)鉄鋼科(5)鑄造科(6)鍛造科(7)熱処理科(8)塑性加工科(9)溶接科(10)構造物鉄工科(11)金属表面処理科(12)機械科(13)電子科(14)電気科(15)コンピュータ制御科(16)発電電科(17)送配電科(18)電気工事科(19)自動車製造科(20)自動車整備科(21)自動車車体整備科(22)航空機製造科(23)航空機整備科(24)鉄道車両科(25)造船科(26)時計科(27)光学ガラス科(28)光学機器科(29)計測機器科(30)理化学機器科(31)製材機械科(32)内燃機関科(33)建設機械科(34)農業機械科(35)縫製機械科(36)織布科(37)織機調整科(38)染色科(39)ニット科(40)洋服科(41)洋服科(42)縫製科(43)和裁科(44)寝具科(45)帆布製品科(46)木型科(47)木工科(48)工業包装科(49)紙器科(50)製版・印刷科(51)製本科(52)プラスチック製品科(53)レザー加工科(54)ガラス科(55)ほろろ製品科(56)陶磁器科(57)石材科(58)麺科(59)パン・菓子科(60)食肉科(61)水産物加工科(62)発酵科(63)建築科(64)枠組壁建築科(65)とび科(66)建設科(67)プレハブ建築科(68)屋根科(69)スレート科(70)建築板金科(71)防水科(72)サッシ・ガラス施工科(73)畳科(74)インテリア科(75)床仕上げ科(76)表具科(77)左官・タイル科(78)築炉科(79)ブロック建築科(80)熱絶縁科(81)冷凍空調機器科(82)配管科(83)住宅設備機器科(84)さく井科(85)土木科(86)測量科(87)建築物設備管理科(88)ボイラー科(89)クレーン科(90)建設機械運転科(91)港湾荷役科(92)化学分析科(93)公害検査科(94)木材工芸科(95)竹工芸科(96)漆器科(97)貴金属・宝石科(98)印章彫刻科(99)塗装科(100)広告美術科(101)デザイン科(102)義肢装具科(103)電気通信科(104)電話交換科(105)事務科(106)貿易事務科(107)流通ビジネス科(108)写真科(109)介護サービス科(110)理容科(111)美容科(112)ホテル・旅館・レストラン科(113)観光ビジネス科(114)日本料理科(115)中国料理科(116)西洋料理科(117)臨床検査科(118)フラワー装飾科(119)メカトロニクス科(120)フォークリフト科(121)建築物衛生管理科(122)福祉工学科

2 受験資格

ア 情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第3項による受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可



）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法

免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
情報処理科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）

	<p>(2) 関連学科のうち系基礎学科</p> <p>①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造）</p> <p>②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ）</p> <p>③ネットワーク（プロトコル、LAN）</p> <p>④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ）</p> <p>⑤経営工学（経営管理、生産管理）</p> <p>⑥安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(3) 関連学科のうち専攻学科</p> <p>システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計）</p> <p>2 実技試験（ペーパーテスト）</p> <p>システム設計、プログラム設計</p>
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

## (2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期 日	場 所
情報処理科	学科試験 実技試験	平成28年12月7日 (水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎 803号室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）
1のイの項に掲げる職種	学科試験 のうち指 導方法		

## (3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

## 6 受験申請手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には52円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 受付期間は、平成28年10月31日（月曜日）から平成28年11月11日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 7 合格発表

(1) 合格者は、平成28年12月22日（木曜日）に受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

## 8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話092-643-3601）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
春日市	平成24年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	春日原南町	平成28年7月19日

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年8月2日

福岡県知事 小川 洋

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコーエイおおう桜街道店
- (2) 所在地 田川郡大任町大字今任原2605番

### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第217号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時

平成28年9月22日（木） 午前10時から午後5時までの間

### (2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第218号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年8月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年9月7日(水) 午後1時30分～午後4時30分	福岡市南区塩原二丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
平成28年9月15日(木) 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署
平成28年9月29日(木) 午後1時30分～午後4時30分	福岡県八女市本町602番地1 おりなす八女 研修棟 第3研修室	八女警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第219号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成28年8月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年10月6日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成28年10月13日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
平成28年10月20日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年10月6日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

(8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。